平成２９年（再イ）第１４号

香川県丸亀市田村町1662番地１

再生債務者　福井　珠紀

１　決議に付する再生計画案　平成30年４月16日付け再生計画案

２　再生計画案に対する回答期間　平成30年６月27日まで

平成30年５月30日　高松地方裁判所丸亀支部

平成３０年（再イ）第２号

兵庫県加西市鶉野町2100番地の１

再生債務者　中村　真輔

１　決議に付する再生計画案　平成30年５月29日付け再生計画案

２　再生計画案に対する回答期間　平成30年６月28日まで

平成30年５月31日　神戸地方裁判所社支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２９年（再イ）第３号

岩手県釜石市野田町４丁目５番１号　ヴァンベール101号

再生債務者　矢野　一

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成30年５月30日

盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成３０年（再ロ）第１号

鳥取県東伯郡琴浦町大字倉坂553番地

再生債務者　川上　照子

１　決定年月日時　平成30年５月31日午前10時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成30年６月21日まで

４　一般異議申述期間　平成30年７月５日から平成30年７月12日まで

鳥取地方裁判所倉吉支部

平成３０年（再ロ）第１００２３号

埼玉県川口市西青木１―23―22―404

再生債務者　尾関　大輔

１　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成30年６月26日まで

４　一般異議申述期間　平成30年７月10日から平成30年７月31日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（再ロ）第１００００１号

茨城県小美玉市川戸1397番地２

再生債務者　野原　修

１　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成30年６月27日まで

４　一般異議申述期間　平成30年７月11日から平成30年８月１日まで

水戸地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成３０年（再ロ）第１００００１号

茨城県常総市新井木町380番地２

再生債務者　石川　直人

１　意見聴取に付する再生計画案　平成30年５月15日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成30年６月14日まで

平成30年５月31日　水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（再ロ）第２号

石川県小松市若杉町ワ73番地８

再生債務者　大井　達也

１　意見聴取に付する再生計画案　平成30年５月25日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成30年６月25日まで

平成30年５月30日　金沢地方裁判所小松支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第７号

名古屋市港区宝神４丁目1002番地　マインシュロスⅢ103号

再生債務者　大城　和彦

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成30年５月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月30日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再ロ）第２０号

北海道江別市元江別849番地の５

再生債務者　原子　寛之

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成30年５月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月31日

札幌地方裁判所民事第４部

会社その他の公告

合併公告

左記漁業協同組合は、平成三十年三月二十日開催の乙の臨時総会並びに平成三十年五月二十九日開催の甲の臨時総会において、平成三十年九月一日をもって合併して、市川市漁業協同組合を設立することを決議いたしましたので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に当該組合にその旨をお申し出下さい。

なお、甲及び乙の直近の財産目録及び貸借対照表は、それぞれの主たる事務所に備え置いてあります。

以上、水産業協同組合法第六十九条第四項において準用する同法第五十三条の規定により公告します。

平成三十年六月八日

千葉県市川市塩浜一丁目一七番の三

（甲）市川市行徳漁業協同組合

代表理事組合長　石井　洋祐

千葉県市川市行徳駅前一丁目二六番八号

（乙）南行徳漁業協同組合

代表理事組合長　及川　七之助

新設分割公告

当社は、新設分割により設立する株式会社ＮＯＧＵＣＨＩ　ＩＮＤＵＳＴＲＹ（住所東京都中央区日本橋本町四丁目八番一六号）に対して当社の日本橋本町四丁目八番一六号）に対して当社の物流事業、購買事業及び商品開発事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年五月二十八日

掲載頁　一一四頁（号外第一一二号）

平成三十年六月八日

東京都中央区日本橋本町四丁目八番一六号

株式会社ＮＯＧＵＣＨＩ

代表取締役　野口　茂一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年六月八日

埼玉県さいたま市大宮区下町三丁目七番地

ＦＩＸ一一六一一一号　合同会社ベルラ

代表社員　山口美由紀

組織変更公告

当会社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年六月八日

千葉県市川一一四一一一〇五

合同会社ｗｉｎｄ　ｆｅａｔｈｅｒｓ

代表社員　種村　純

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年六月八日

東京都渋谷区恵比寿三丁目二八番一〇号

合同会社ａｎａｃｓｓ

代表社員　星野　康行

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年六月八日

神奈川県相模原市南区相模大野七丁目三五番一一六一六号　合資会社小菅商事

代表社員　小野勢津子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年六月八日

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目二番六号　新横浜ビジネスセンタービル二Ｆ

コルレッシュ・ジャパン合同会社

代表社員　小原　英二